

熊本県公報

号外 第 20 号
平成 18 年 3 月 28 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 通訳案内業法施行細則を廃止する規則……………(観光物産総室) 1
 - 熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則……………(職業能力開発課) 1
 - 熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則……………(管理調達課) 1
 - 熊本県用品調達規則の一部を改正する規則……………(") 2
- 訓 令**
- 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令……………(土地資源対策課) 2
- 登 載 依 頼**
- 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部改正……………(学校人事課) 3

規 則

通訳案内業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。
平成 18 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 24 号

通訳案内業法施行細則を廃止する規則
通訳案内業法施行細則（昭和 25 年熊本県規則第 2 号）は、廃止する。
附 則
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 25 号

熊本県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則
熊本県立技術短期大学校規則（平成 8 年熊本県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 号を次のように改める。

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

第 24 条及び第 25 条中「校長」を「知事」に改める。

第 26 条中「校長」を「知事」に改め、同条第 1 号中「月」を「日の属する月」に改め、同条第 2 号中「した月」を「をした最初の月」に改め、同条第 3 号中「第 29 条第 1 項」を「第 28 条第 1 項」に、「月」を「日の属する月」に改める。

第 29 条第 1 項中「250 円」を「300 円」に改める。

附 則

この規則は、熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例（平成 18 年熊本県条例第 31 号）の施行の日（平成 18 年 4 月 1 日）から施行する。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 3 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 26 号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則
熊本県物品取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 号イ中「20,000 円」を「30,000 円」に改め、同条第 3 号中「、印紙及び収入証紙」を「及びこれらに類するもの、印紙並びに証紙」に改める。

附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第27号

熊本県用品調達規則の一部を改正する規則
熊本県用品調達規則（昭和39年熊本県規則第21号）の一部を次のように改正する。
第8条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第6号ア中「月曜日及び」を削る。
別表本庁の項第2号を次のように改める。
2 報償費、交際費、需用費（食糧費及び光熱水費に限る。）、役務費並びに使用料及び賃借料をもって調達する物品（次号に掲げるものを除く。）
別表本庁の項第3号中「はがき及び収入印紙」を「郵便葉書及びこれらに類するもの、印紙並びに証紙」に改め、同項第4号中「飼料」の次に「及び肥料」を加え、同項第4号の2を削り、同項第9号を次のように改める。
9 県外で補給する船舶、車両及び航空機の燃料
別表本庁の項第12号ア中「承認した物品」の次に「及び在庫用品を除く物品で1件の取得価格が30,000円に満たない物品」を加える。

附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第3号

熊本県公営企業管理規程第1号
熊本県教育委員会訓令第13号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
企業局
教育庁
各地方出先機関

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年3月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘
熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令
熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「地域振興部長」を「環境生活部長」に、同条第7項中「地域振興部次長」を「環境生活部次長」に改める。
第6条第2項中「地域振興部土地資源対策課水資源開発室」を「環境生活部水環境課」に改める。
別表第1中「農政部次長 林務水産部次長」を「農林水産部次長」に改める。
別表第2を次のように改める。
別表第2（第3条関係）

企画課長 財政課長 市町村総室長 地域政策課長 健康福祉政策課長 業務衛生課長 環境政策課長
環境保全課長 水環境課長 廃棄物対策課長 食の安全・消費生活課長 商工政策課長 産業支援課長
企業立地課長 農林水産政策課長 農業技術課長 農産課長 園芸生産・流通課長 畜産課長 農村計画・技術管理課長 農村整備課長 森林整備課長 森林保全課長 水産振興課長 監理課長 道路保全課長 河川課長 都市計画課長 下水環境課長 建築課長 住宅課長 砂防課長 企業局総務課長
企業局経営課長 教育庁教育政策課長 教育庁高校教育課長 教育庁義務教育課長 教育庁施設課長

附 則
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月28日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第 6 号

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則（昭和 45 年熊本県教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、次の各号に定めるものについては、当該各号に定めるところによる。」を「、給料の調整額を介助員の業務に従事する者に支給する場合の調整数は、1 とする。」に改め、同条各号を削る。

第 7 条中「潜水手当」を「漁ろう手当、潜水手当」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、漁ろう手当を航海業務に従事する者に支給する場合の配分係数は、1.4 とする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

